

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月19日
【会社名】	ユニコムグループホールディングス株式会社
【英訳名】	UNICOM GROUP HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二家 英彰
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
【電話番号】	03(5623)8744(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西山 義信
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
【電話番号】	03(5623)8744(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西山 義信
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【提出理由】

当社は、平成19年9月13日開催の取締役会において、当社の情報システム部門及びそれに附帯する業務を、吸収分割の方法により、エフ・エックス・プラットフォーム株式会社に承継させることを決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、提出するものであります。

2【報告内容】

① 当該吸収分割の相手会社に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エフ・エックス・プラットフォーム株式会社
本店所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 飯盛 信文
資本金	50百万円
純資産の額	315百万円
総資産の額	368百万円
事業の内容	外国為替証拠金取引に係る取引・管理ソフトの提供

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年3月期
営業収益（百万円）	236	537	454	88
営業利益（百万円）	111	323	178	4
経常利益（百万円）	111	330	178	4
純利益（百万円）	65	183	121	2

(注) エフ・エックス・プラットフォーム株式会社は、平成19年3月期において、決算日を12月31日から3月31日に変更しております。

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成19年8月31日現在）

氏名又は名称	持株数の割合（%）
ユニコムグループホールディングス株式会社	70.00
SBIホールディングス株式会社	25.00

(4) 当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成19年8月31日現在）

資本関係	当社は、相手会社の発行済株式総数の70%を保有しております。
人的関係	当社取締役3名及び当社従業員2名が相手会社の取締役を兼務しております。また、相手会社の従業員は全て当社からの出向であります。
取引関係	相手会社は当社に対し、地代家賃等を支払っております。

② 当該吸収分割の目的

エフ・エックス・プラットフォーム株式会社は、当社グループにおいて、主に外国為替証拠金取引に係る取引システムの開発・提供業務を展開する事業会社であります。

本件吸収分割は、当社の情報システム部門及びそれに附帯する業務をこのエフ・エックス・プラットフォーム株式会社に承継させることで、当社グループが保有する情報システム資産を集約させその効果的な活用を促し、システムの開発・運用等に係る業務の一層の効率化を図ることを目的としております。

③ 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の吸収分割契約の内容

(1) 当該吸収分割の方法

当社を分割会社とし、既存のエフ・エックス・プラットフォーム株式会社を承継会社とする物的吸収分割であります。

(2) 吸収分割契約の内容

当該吸収分割に係る分割契約書の内容は次のとおりであります。

分割契約書

ユニコムグループホールディングス株式会社（「住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号」、以下「甲」という。）と、エフ・エックス・プラットフォーム株式会社（「住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号」、以下「乙」という。）は、甲の情報システム部門及びそれに附帯する業務を分割し、乙が承継する吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲の営む情報システム部門及びそれに附帯する業務（以下、「本件事業」という。）を分割し、乙はこれを承継する。

（分割期日）

第2条 本件分割の効力発生日（以下、「分割期日」という。）は、平成19年11月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（会社分割に際して発行する株式及びその割当）

第3条 乙は、本件分割に際して、株式746株を発行し、その全てを甲に割当交付するものとする。

（増加すべき乙の資本金及び準備金等）

第4条 乙が本件分割により増加すべき乙の資本金の額、資本準備金の額、剰余金の額は次のとおりとする。

- （1）資本金 金0円
- （2）資本準備金 金0円
- （3）剰余金 分割期日において乙が甲から承継する純資産の帳簿価額から増加すべき資本金の額及び資本準備金の額の合計額を控除した残額

（乙が甲より承継する権利義務）

第5条 乙は、本件分割に際し、分割期日をもって別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、負債及び権利義務を承継する。

- 2 甲は、前項の規定により乙が承継するすべての債務について、分割期日をもって重畳的債務引受けを行うものとする。

（登記、登録、通知等）

第6条 甲及び乙は、本件分割手続完了後遅滞なく、前条の規定により承継される資産、負債及び権利義務に関し必要な登記、登録、通知等の手続を行う。

- 2 前項の手続に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（分割承認総会）

第7条 甲は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件分割を行う。

- 2 乙は、平成19年9月21日に臨時株主総会（以下、「分割承認総会」という。）を開催し、本件分割契約の承認に関する決議を求める。但し、本件分割手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上かかる株主総会の期日をそれぞれ変更することができる。

（善管注意義務）

第8条 本契約締結の日から分割期日に至るまでの間において、甲は本件事業を、乙はその一切の事業を、善良なる管理者の注意義務をもって継続し、通常の業務執行に伴うものを除き、相手方の承諾なくしてこれらの事業及びこれに属する財産に変更を加えないものとする。

（競業避止義務）

第9条 甲は、本件分割がその効力を生じた後も、競業避止義務を負わない。

(分割条件の変更及び解除)

第10条 本契約締結の日から分割期日までの間において、本件事業または乙の事業に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第7条に定める乙の分割承認総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の許可、承諾等が得られないときはその効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約書に定める事項のほか、分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成19年9月13日

甲 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
ユニコムグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 二 家 英 彰 ㊞

乙 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
エフ・エックス・プラットフォーム株式会社
代表取締役社長 飯 盛 信 文 ㊞

別紙「承継権利義務明細表」

乙は、本件分割により、分割期日をもって、下記のとおり、本件事業に属する資産、負債及び権利義務を承継するものとする（以下、承継される資産、負債及び権利義務を「承継権利義務等」という。）。

1. 承継権利義務等は後記3に掲げるものを除き、本件事業に属する資産、負債及び権利義務の一切とする。
2. 次に掲げる資産、負債及び権利義務は、承継権利義務等に含まれる。
 - ①本件営業に属するすべての契約及びこれに付随する一切の権利義務
 - ②甲が分割期日において本件営業に関し取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能と認められるもの
3. 分割期日において甲が保有する次に掲げる資産、負債及び権利義務は、承継権利義務等を含めない。
 - ①甲の従業員との雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務
 - ②関係会社に対する債権債務
 - ③その他①から②の項目に準じ、甲乙間の合意により確定するもの
4. 承継権利義務等を構成する資産及び負債の金額は、平成19年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに分割期日までの増減を加除したうえで確定する。
5. 本契約締結後分割期日までの間に甲に新たに生じた本件営業に関連する資産、負債及び権利義務は、甲乙間で別段の定めがない限り、乙が承継するものとする。

④ 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社とエフ・エックス・プラットフォーム株式会社は、本件会社分割により発行されるエフ・エックス・プラットフォーム株式会社の新株割当比率の算定に際し、その公正性、妥当性を確保する観点から、同社の株式価値の算定を第三者（高橋徹税理士事務所）に依頼しました。当社及びエフ・エックス・プラットフォーム株式会社は、当該第三者が修正簿価純資産法により算定した結果（1株当たり324,615円）を参考として協議を行い、上記の分割契約書第3条に定める株式割当比率を決定いたしました。なお、両社の財政状態等について重大な変動が生じたときは、協議の上、これを変更することがあります。

なお、上記第三者機関と当社及びFXP社との間には特別な利害関係はありません。

⑤ 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エフ・エックス・プラットフォーム株式会社
本店所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 飯盛 信文
資本金	50百万円
純資産の額	557百万円（予定）
総資産の額	611百万円（予定）
事業の内容	外国為替証拠金取引に係る取引・管理ソフトの提供、当社グループ各社に対するシステムの開発・運用等

以 上